

## 横浜市総合保健医療センター指定管理者（第 4 期）の申請要項等に関する質問と回答

次のとおり回答します。

| 質問 1 |  |
|------|--|
| 項目   | 【資料名】：業務の基準<br>【ページ・項目】 P 2, P 3 : 主な施設の内容、P 6 : 精神障害者支援施設   |
| 内容   | <p>P 2, P 3 表中</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自立支援施設（長期：20人、短期6人）</li><li>・就労支援施設（<u>24人</u>） とありますが、</li><li>・自立支援施設（長期：20人、短期6人、<u>通所18人</u>）</li><li>・就労支援施設（<u>18人</u>） ではないでしょうか。</li></ul> <p>P 6 中</p> <p>(1) 自立支援施設（長期利用：20人、短期入所6人、<u>通所12人</u>） とありますが、</p> <p>(1) 自立支援施設（長期利用：20人、短期入所6人、<u>通所18人</u>） ではないでしょうか。</p> <p>同じく (2) 就労支援施設（18人）の主な事業内容として「就労移行支援の提供」が示されていますが、平成31年1月条例改正により開始された「<u>就労定着支援</u>」を含める必要はないのでしょうか。</p> <p>P 7 中</p> <p>(4) 精神障害者就労支援センター</p> <p>ア 開設時間 (イ) 木曜日 <u>午後12時</u> から午後5時まで とありますが、</p> <p>(イ) 木曜日 <u>午後0時</u> から午後5時まで ではないでしょうか。</p> <p>また、イ 主な業務内容 (イ) 就労環境整備 ・就労を支援する職員・ボランティアの育成とありますが、具体的にどのような内容を指すのでしょうか（横浜市就労支援センター実施要綱にも特に示されておりません。）</p> |

|     |   |
|-----|---|
| 回 答 | <p><b>業務の基準 2 ページ 2 (1) 及び 3 ページ 2 (2)</b></p> <p>御指摘のとおり、</p> <p>「自立訓練施設（長期：20 人、短期：6 人）」を</p> <p>「自立訓練施設（長期：20 人、短期：6 人、<u>通所 18 人</u>）」に改め、</p> <p>「就労支援施設（24 人）」を「就労支援施設（<u>18 人</u>）」に改めます。</p> <p><b>業務の基準 6 ページ 4 (1)</b></p> <p>御指摘のとおり、</p> <p>「自立訓練施設（長期利用：20 人、短期入所：6 人、通所：12 人）」を</p> <p>「自立訓練施設（長期利用：20 人、短期入所：6 人、通所：<u>18 人</u>）」に改めます。</p> <p><b>業務の基準 6 ページ 4 (2) ア</b></p> <p>御指摘のとおり、次のように改めます。</p> <p>「障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定する就労移行支援 <u>及び同条第 15 項に規定する就労定着支援</u>を提供する就労支援施設の運営を行います。</p> <p><u>就労移行支援では、就労を希望する精神障害者を対象に、施設内での就労訓練を行うほか、</u></p> <p><u>(4) の精神障害者就労支援センターと連携し、就労支援センター利用者に対しての職業能力判定や就労訓練を行います。</u></p> <p><u>就労定着支援では、就労を継続している精神障害者を対象に、自立した社会生活が送れるよう、当施設や職場での面談等を通じて職場への定着を支援します。これらにより、精神障害者の就労面から生活面まで総合的な支援サービスを提供します。」</u></p> <p><b>業務の基準 7 ページ 4 (4) ア (イ)</b></p> <p>御指摘のとおり、</p> <p>「木曜日 午後 12 時から午後 5 時まで」を</p> <p>「木曜日 <u>午後 0 時</u> から午後 5 時まで」に改めます。</p> <p><b>業務の基準 7 ページ 4 (4) イ (イ)</b></p> <p>「就労を支援する職員・ボランティアの養成」については、職場開拓をする中で、障害者雇用の経験の少ない事業主が自立して精神障害者の雇入れや雇用管理ができるよう従業員等への啓発を行うことなどを想定しています。</p> |
|-----|---|

| 質問2 |  |
|-----|--|
| 項目  | 【資料名】：業務の基準<br>【ページ・項目】 P4：1 診療所 (1) - 2 議決がされなかった場合   |
| 内容  | ア 介護療養型医療施設（12床）の職員配置として、<br><u>「人員配置区分Ⅰ群の2以上」</u> とありますが、<br><br><u>Ⅰ型（療養機能強化型以外）</u> ではないでしょうか。  |
| 回答  | 御指摘のとおり、<br>「職員配置は、 <u>人員配置区分Ⅰ群の2以上</u> とします。」を<br>「職員配置は、 <u>人員配置区分Ⅰ型（療養機能強化型以外）</u> とします。」に改めます。 |

| 質問3 |  |
|-----|--|
| 項目  | 【資料名】：業務の基準<br>【ページ・項目】： P5 介護医療院（12床）（議決がされた場合のみ）   |
| 内容  | 人員配置基準及び施設基準について、「Ⅰ型の併設型介護医療院の基準以上」とありますが<br><br>総合保健医療センター介護療養型医療施設からの転換では、診療所の併設である点及び喀痰吸引等の実施割合から判断すると、「小規模併設型介護医療院Ⅱ以上」と考えますが、如何でしょうか。（参考資料別添）                          |
| 回答  | <b>業務の基準5ページ4</b><br>介護療養病床からの転換となるため、Ⅰ型と表記しています。なお、診療所に併設かつ定員が19名以下（12名）である「小規模併設型介護医療院」については、Ⅰ型とⅡ型で人員配置及び施設基準に差はありません。<br><br>そのため、「人員配置及び施設基準は小規模併設型介護医療院Ⅰ・Ⅱ以上と解してください。 |

#### 質問4

|    |  |
|----|--|
| 項目 | 【資料名】：業務の基準<br>【ページ・項目】： P 7～9 (5) 精神障害者支援施設（横浜市港北区精神障害者生活支援センター）  |
| 内容 | 9 ページのエ 職員配置 の (ア) 留意事項の a に、「1 日あたり最低 4 名勤務の職員体制とし」とありますが、7 ページのア 開館時間で、「ただし週 1 回（土曜日）は午前 9 時から午後 5 時まで」とある短縮時間運営日についても、「1 日あたり最低 4 名勤務」が適用されるのでしょうか。 |
| 回答 | 短縮時間運営日についても最低 4 名勤務の職員体制が必要です。  |

#### 質問5

|    |  |
|----|--|
| 項目 | 【資料名】：業務の基準<br>【ページ・項目】 P 9 : 5 相談・情報提供等の実施  |
| 内容 | (1)、(2) の業務の他に、平成 31 年 1 月条例改正により開始された次の事業を追加する必要があると思いますが如何でしょうか。<br><br>(3) 指定一般相談支援事業及び指定特定相談支援事業 |
| 回答 | 御指摘のとおり、業務の基準 9 ページ 5 (2) の次に「 <u>(3) 指定一般相談支援事業及び指定特定相談支援事業</u> 」を加えます。                             |

## 質問6

|    |   |
|----|---|
| 項目 | 【資料名】：業務の基準<br>【ページ・項目】： P 1 2 : 4 備品の管理業務 (2) 備品台帳の作成  |
| 内容 | <p>備品とは・・・定価 30,000 円以上 (<u>消費税別</u>)<br/>とありますが、一方<br/>「備品と消耗品の区分基準、備品の分類及び重要物品の指定等について (平成 29 年 3 月 13 日<br/>会計管理者通知 会会第 1434 号)」では</p> <p>1 物品の価格について<br/>物品の価格は、当該物品を取得するために支払った金額とし、<u>付随費用 (送料、取付費、<br/>設置費等)</u> 及び <u>消費税相当額を含む</u> 取得価格とします。</p> <p>と定義されておりますが、如何でしょうか。</p> |
| 回答 | <p>御指摘のとおり、<br/>「定価 30,000 円以上 (消費税別、定価のないものは購入価格)」を<br/>「<u>価格 30,000 円以上 (消費税相当額を含む取得価格)</u>」に改めます。</p>   |

※修正後の「業務の基準」も改めてホームページに掲載します。